五、著作権料を利用した組織の拡大

１．連盟の認定教室を取り込む

NDLS から送られてきた「団体契約解除」の文書が届いたことは、東京都の財団認定教室の経営者は、既にご存知の事であろう。それには…
「平成 17 年より団体契約が開始されて以来、貴ダンス教室はこの許諾契約を NDLS に委任する旨の委任状を提出されております。
本来、「JASRAC」との間で締結された基本合意書並びに団体契約は「NDLS」との間で交わされた契約です。
団体契約では、NDLS 加盟のダンス教授所に対する特典として割引率が算定され、その使用料を支払う事とし、債務（支払わない教室等）が生じた場合には NDLS が弁済することとなっております。
しかしながら東京都内で営業するダンス教授所全てが TBSA 会員とは言えず、同じ特典を受けられるよう善意をもって対処して参りましたが、TBSA の体制見直し、会費負担をしている会員の皆様の意向も考慮し、平成２４年度以降、非会員の団体契約を解除することを決定致す事に至りました。
付きましては、貴ダンス教授所は、平成２５年３月末日をもちまして JASRAC に対する音楽著作物許諾契約の団体契約からの除外となりますので、３月末日までに改めて JASRAC との随意契約による契約を結ばなくてはならなくなりますので、ご準備を願います。」（以上、要約）

前述した如く、日本音楽著作権協会との交渉に、最初は一切関わって来なかった TBSA（東京ボールルームダンススクールアソシエーション）が、著作権料の担当をやらせて欲しい、と言ってきたものである。それを連盟と相談もせず、一方的に「団体契約の解除」を通達してきたのである、
『本来、「JASRAC」との間で締結された基本合意書並びに団体契約は「NDLS」との間で交わされた契約です。団体契約では、NDLS 加盟のダンス教授所に対する特典として割引率が算定され、その使用料を支払う事となっております。』
とし…　**（ 28%の割引は NDLS が契約するより以前からの条件である！）**
『著作権料を支払わない教室等が生じた場合には NDLS が弁済することとなっている為に TBSA 体制の見直し、会費負担をしている会員の皆様の意向も配慮し、TBSA の会費を負担していない非会員の団体契約を解除することに決定しました。』 とされている。
本当にその様な事例があったか知らないが、契約をしているのに支払わない教授所がいるために NDLS の負担が大きくなっているとの事である。

（あくまでも、約束ではNDLSの会員と財団の認定教室は同等の条件である！）
　然し、これは単にTBSA又はNDLSの**事務手続・会員管理能力の欠如**ではなかろうか。
　例えば、３月の末日までに翌年度分の著作権料を一括して払い込むのであれば、毎年１２月末日までに、翌年の決められた著作権料を決められたNDLSの口座に払い込ませ、遅れた教室には遅延手数料も含め、１月末日までに払い込む様に督促して、それでも支払わない教授所には、３月１０日前後に「JASRAC」に通知し、名簿から外せばよいのではないか。
　交渉には加わらず、**基本合意書を締結しているのはNDLSです**、とはよくも言えたものである。その**基本合意書の内容**が問題と我々は考えている。
　この文書は、NDLS代表理事・TBSA会長の枡岡 肇、NDLS専務理事・TBSA理事長の田中栄二両氏の連名で送られてきたものであるが、枡岡先生は若い頃から良く存じ上げているが、この様な文章を書く人では無い。
　「虎の威を借る狐」が書いたものに違いあるまい。全ダ連の高岡前会長同様、全日本選手権大会の準決勝はもとより、Ａクラスになったことがあったか？
東部総局の副局長を務めている事など、以前に比べて嘆かわしい限りである。
　私が未だ資格審議委員長だった頃、「アマ研」時代に連盟に支払っていた年間300万円の支払いが２年間滞納になっていたが、解消されたのであろうか？
　メダルテストの上級者を地域指導員への無試験で移行させる問題など、双方の連携が良かった時と、現在のこの様な態度はどこからくるものなのだろうか。
　当時、この問題について、TBSAに友好的な話し合う場を求めたのであるがTBSAは応じなかった。当然、現在でも受け付けていないであろう。
（ 今は、自分達の既得権とでも思っているのであろうか！）
　連盟がJASRACと交渉していた時、TBSAの加盟教室は、約300と言っていたものが、現在は約1,500教室が加盟している、と書いている。
　この音楽著作権問題を使って組織の拡大を図ったのが実態であろう。
　連盟の認定教室を含む過半数の全国の教授所が、NDLSとJASRACの間で結ばれた協定書によって、我々の望む内容より、JASRAC側に有利なものである事は明らかである。ならば、JBDFはこの行為を許せるものだろうか？

2. 連盟のメダルテスト又はバッジテストの開催

　英国に滞在中、地方の教室へデモに出掛けた時、その前に子供達がメダル・テストを受験する様子を拝見する機会があった。
ホールドは横に肘を開き、両手は男女とも立ててバランスを取り、３人くらいずつがシャドーで踊っていたのである。試験委員は、項目に沿って採点と、短い注意点を書き足して合否を判定して、全受験生に後刻渡すのだそうだ。

英国では各教師協会ごと、に決められた方法で行っているそうだが、例えば、最下級のブロンズだと、ワルツは１人でシッカリと立つこと、音楽に合わせて踊れる能力、リズム[1]の前進はヒール、後退はその前の足のヒールで送り出すこと、同じく [3]で両足をキチンと揃えること、ライズとロアーなどが採点の基準になり、子供たちはそれらを身に付けるべく、先生も、試験の前は特にシャドーを重点的に練習させるのである。

詰り、採点の基準がハッキリしている為に、担当の先生は事前に、出来ていない子には「今回は受験を辞めて、次回にする様に」と全ての受験生が合格出来る様に、基本を重点的に指導するのである。（子供は落ちると辞めてしまう）

費用も日本円にして、500 円から 1,000 円程度で、バッジと合格証が授与される。安い費用の為、ブロンズに合格した子供たちは、次のシルバー、そしてゴールドへとバッジを集める為もあって、ダンスの基本を忠実に学んでゆく。（ 結果として、良いダンサーを生み出すことに繋がる）

私も、２～３年前と昨年に、サークルの「初級Ⅱ」の終わりで、ソロ・デモの試験をやったことがあった。

無論、無料で行い、簡単なルーティンを、シャドーで練習させると、驚くほど姿勢や動きが良くなったことに感動した事があった。

特に女子の上体と、それまでは相手について行くだけだった人が、自分の足で送り出すのと、自分で回転する様になったのが目に付いた。

男子も、それまで周りの人を見て自信が無さそうに踊っていた人が、自分の足を使って堂々と踊るのを見ると教える側としても嬉しくなるものである。

さて、日本のメダルテストはどうであろうか。教授所が行うために、教室の利益の為に行っている、と言ったらば ［言い過ぎ］だろうか。

平均して、１万円を超える料金で、７～８階級ものテストを行い、ルーティンだけが決められ、審査基準がハッキリしないことも問題である。

教授所へのキックバックが大きく、又、本部への送金、他にパートナーの先生へのお礼も掛かるので、受験者は片寄り、若い人や子供の受験者は極端に少なくなってしまう。審査基準もハッキリしない。スーパー・ファイナルでも、酷い姿勢やフットワークなど、ただ先生に付いて行くだけの踊りを見ている。

教室によっては、収入をこのテストに依存している所もあるだろうが、本質的には、上達する為に、テストを受け（技術を向上させる為に）教授所に通ってくる様にするのがメダルテストの本来の姿ではなかろうか。

質の良い踊りを作り上げる（特に競技会に出場する様な選手を）為には、教師協会か、財団の様な公益事業として行うことが必要であると思うが如何だろう。

以前、故佐野理事（日本余暇振興会理事長）も提案された様に「公益事業と

して安い料金でメダル･テストを連盟が行うべきではないか」との発言も、NDLSがこの様な状態であれば、当然財団が考えなければならない問題であると思う。

3. 著作権フリーCD の制作中止について

連盟の事務局は、CD の販売に最初から余り乗り気ではなかった。
「本来の仕事だけでも忙し過ぎる」と新たに専門の女性を担当させて、当初は委員会が求めた「委託」を各教授所に願った。

それまでの経緯と著作権フリーCD の必要性を記述し、売れ残った CD は受取人払いで送り返して欲しい、との協力願いの文書と共に、10 枚（各集）を送り、売れた分だけ連盟の特別口座に振り込む方法をとっていた。

当然、売ってくれなかった教授所には、次回の CD は送らなかったが、事務局は数枚の返品の送料と手間が惜しい、と上手く行っていたのに、勝手に途中から「注文の受付」に変えてしまった。

即ち、生徒さんの希望があってから、連盟本部にオーダーするシステムにしてしまったのである。

１枚や２枚の注文では、売る側の先生も面倒であろうし、生徒さんも目の前に現物が有り、その場で購入するなら兎も角、取り寄せて迄買ってくれる方は当然少なくなってしまった。

当初の様に販売枚数が伸びなくなったのを良いことに、著作権フリーCD の作成を辞めようとの意見が出だしたのはこの様な経緯があったのである。

NDLS や NATD（ 無論、JASRAC も）の思う壺であったと思う。
然し、この事は連盟の大きな収入源と、連盟の認定教室や競技会で高い著作権料を支払う等、全般的なダンス界の不利益に手を貸してしまったのである。

以前、NDLS と取り交わした「NDLS のメダルテスト上級合格者に JBDF の地域指導員の資格の試験項目を免除する」等の取り決めも、再考するべき時に至ったと言えよう。

私が教えていた生徒さん（ファイナルの合格者）が「地域指導員の資格」を取得したのであるが、余りにも何も知らない事に驚いたことがあった。

それでなくとも、財団の地域指導員資格の権威の無さが巷で囁かれているのに資格審議委員会・常務理事会は放っておく積りであろうか。

連盟の P.D.I.資格が「旧全ダ連資格」よりも権威が有る（難しい）事で逆に受験者が増えたことを考慮しても、指導員資格の権威を高める為に一考する時ではないであろうか？

財団の事務局が大変だから、と言う。問題に対する視点が異なるのだろうか。

著作権問題も含め、日本のダンス界（プロだけではなくアマチュアやサークル

等も関連してくる）特に将来の国際的な競争力から見て、ジュブナイル・ジュニアのレベルアップに重要な基本を、初期段階で身に付けさせるメダルテスト又はバッジテストを、財団が公益事業としてスタートさせるのは既に遅い位である、とも言えるのではないか、と思うのだが…

資格審議委員会と事務局の資格審議部が協力して共同で作業を行えば難しい問題とは思えない。要は、やる気があるか、無いかの問題であろう。

4. 競技会・公民館等のサークル活動の著作権料

スクールの著作権料と同様、競技会で使用する著作権料も高額な料金になっているのを、皆さんはご存知であろうか？

私が著作権協会と交渉している時は、例えば、日本インターの包括算定は、685,440 円、普通に 430 曲を使用するとすれば、2,923,000 円となる。

当時の規定では、「当分の間、演奏会以外の催し物は、50%引きとする。」とあったのに、事前許可の 20%引きとなっていた。(現在の規定を要確認)

これらは事前に、使用する著作権協会の管理曲のリストを提出すれば、20%安くする（実際は非常に高額であるが）とのことであった。

「では、何故、50%引きにならないのか？」と問い質すと「市販の CD から直接演奏するのではなく、CD や MD に編集し直しているからだ」と言う。その元になる CD を横に置いておけば良いのでは、と言うと、「駄目だ」と言う。

一度、例えば、ストップ・ウオッチを手に、2 台の CD プレィヤーを用意し、交互に曲を掛けてみたならばどうであろうか？（面倒だから厭だと言うかな！）序に、ジュブナイルや下のクラスの予選などは、連盟の著作権フリー曲を使用して、著作権協会の管理曲を思い切り少なくするのも良いと思う。

あと、可笑しな点は、料金の設定が観客席の数と入場料の平均値で変わってくる事である。例えば、20,000 円の席と 10,000 円、5,000 円、2,500 円、1,000 円、500 円の 6 種類あるとすると、全てを足した 39,000 円を 6（6 種類）で割ると 6,500 円となり、この料金と観客席数により著作権料が違ってくる。

総観客席数といっても、高い席は数が少なく、「500 円や 1,000 円の席が圧倒的に多い、また、無料の席もある」と言っても受け付けない。

今後、これらの規定の改正交渉を NDLS に任せておけるであろうか？

この事は、地方の競技会でも同様に大きな問題であるし、好むと好まざるとに関わらず、公民館などのサークル活動にも大きく影響をすることとなろう。

また、各スクールや団体等で行うパーティ（ホテル等の）などもその多額の著作権料の為に、開催出来なくなる恐れも十分に考えられる。

次回、最終回は、JASRAC と NDLS、著作権フリーCD の総括と、パーティ、公民館での著作権料等にも触れてみたい。　以上